

議案第95号

伊賀市印鑑条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成16年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「うえ」を「上」に改める。

第5条第3項第1号中「はりつけた」を「貼り付けた」に改める。

第7条中「よる確認をした」を「より登録を行う」に、「作成し、登録する」を「作成する」に改める。

第8条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、「ものとする」を削る。

第10条中「住民基本台帳に記録されている事項」を「法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項」に改める。

第12条第1項第1号中「及び」を「又は」に、「より」を「よる」に、「を廃止した」を「の廃止の届出があった」に改め、同項第2号中「住民基本台帳を」を「印鑑登録者を住民基本台帳から」に改め、同項第3号中「婚姻」を「印鑑登録者が婚姻」に、「（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）とき」を「とき（登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。）」に改め、同項第4号中「意思能力」を「印鑑登録者が意思能力」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の場合」を加える。

第13条第3号中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付の申請を伊賀市情報通信技術を活用

した行政の推進に関する条例（令和4年伊賀市条例第 号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、印鑑登録証又は住基カードの提示は、要しない。

第16条第1項中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「当該書面」を「当該申請に係る書面に記載された事項」に、「うえ」を「上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、当該申請において入力された事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認した上で印鑑登録証明書を交付するものとする。

第17条の見出しを「（印鑑登録証明書の交付制限）」に改め、同条中「証明する」を「、印鑑登録証明書を交付する」に改める。

第20条中「質問又は」を「質問し、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月3日から施行する。